

きゃっちぼーる

http://www.maeda-cpa.com/

第176号 平成18年2月10日
前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山1-15-10 三井生命ビル8F
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第175回

あっという間にもう2月ですね、本当に時間は早く過ぎます。
計画していたことも、迅速に実行に移さなければ遅れをとってしまいます。
したがって、今年の計画を速やかにたてて、即行動に移しましょう。
また方針、戦略もしっかりたててください。間違った営業方針、製造方針等は致命傷です。

「そして、夢のある会社をつくりましょう。会社に魅力をつくりましょう。これが人材を集め、人脈を広げるコツです。」

そのために、

- (1) 従業員の提案を素直に受け入れましょう、提案にノーと言わないことが重要です
- (2) やはり教育は夢作りの原点です
- (3) 経営計画作りは社員全員が参加して行いましょう、自分の作った夢なら社員は喜んでチャレンジします
- (4) ガラス張り経理も必要です、全員が数字にシビアになります
- (5) 盛大な発表会を行って、意気込みを見せましょう
- (6) 公平な評価をしましょう、能力のある従業員を正当に評価してやらないとヤル気はなくなります
- (7) とはいえ、情は大切にしましょう、徳川家康が成功したのも「情」です

“さあ、今年もがんばりましょう”

(追伸：前田会計のお得意先をご紹介ください)

前田の《今人生を語る》第82回

めざめよ日本人 ③

本当に最近の日本（日本人）は、信義がなく、嘘八百。
金しか友にせず、他人を大事にせず・・・末期的症状が続きます。
そして何かというと「人当てこと」、「政府当てこと」、自主性のないことが多い。

↓
これでは将来の日本が危ぶまれます。

↓
なぜこうなってしまったのでしょうか、少し検討します。

まず江戸時代を考えます、江戸時代の人口は2,500万人～3,000万人で、その内訳は概略、士：7%、農：78%、工：8%、商：7%のようです。

この7%の武士を全面的に農民が信頼してしまって、自分たちで立ち上がろうという気力・エネルギーをなくしてしまった。これが今の自主性のない日本人を作ってしまったのでしょうか？

立ち上がれ、日本人よ、そして民衆よ！！

平成17年確定申告

佐藤 洋

今年も確定申告の時期を迎えました。そこで今回の確定申告から適用される従来のものとの変更点について説明します。

① 老年者控除の廃止

昨年まで、65歳以上の方に適用されていた老年者控除が廃止されました。
ただし、そのかわりに寡婦又は寡夫に該当する方はこれらの控除が受けられません。

② 公的年金等に係る雑所得の計算方法

65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。
(65歳未満の方については変更ありません)
昨年まで、一定の公的年金については収入金額から差し引く金額が1,400,000円であったのが、1,200,000円に変更されました。

③ 国民年金保険料控除証明書の添付

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除の適用を受ける場合には確定申告書の提出の際に「国民年金保険料控除証明書」の添付又は提示が必要となりました。
ただし、給与所得者が既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合には証明書の添付、提示は必要ありません。

④ 青色申告特別控除額の変更と一部廃止

青色申告をしている方で、取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合の青色申告特別控除額が65万円になりました。
なお、簡易な簿記の方法により記録している場合の経過措置（45万円の青色申告特別控除）は廃止されました。

⑤ 寄附金控除の改正

寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の100分の30相当額に改正されました。